

## 中国総合研究・さくらサイエンスセンター

# 第137回 研究会

詳報

### ■ 研究会開催報告 ■

#### 「激変する世界情勢下にある中国事業の新展開～外商投資法を中心とした新法令を踏まえて～」

日 時：2020年11月20日（金）15:00～16:00

開催方法：WEBセミナー（Zoom利用）

#### 【講演概要】

新型ウイルス流行により世界情勢が激変する中、中国経済は急速な回復を遂げた一方、日本の対中投資にも変化が見られます。海南省での「自由貿易港」の建設、新たな外商投資ネガティブリストの公布など、更なる外資誘致や対外開放の動きもあれば、外商投資法、民法典その他一連の法整備もあり、これらは日本企業の中国事業にとって大きな影響となりそうである。

そこで、中国経済・日本対中投資の最新動向や、外商投資法、民法典等の新法令の概要を紹介しましたうえ、外国投資者・日系企業としての留意点などにつき実務的な観点から日本語で解説する。最近の法改正を踏まえ、対中投資で問題となる中国独自の外貨管理実務にも触れる。

#### 【講師紹介】 劉 新宇（リュウ・シンウ）氏

北京市金杜法律事務所(King & Wood Mallesons)パートナー弁護士

＜略歴＞



北京市金杜法律事務所(King & Wood Mallesons)パートナー弁護士、中国政法大学大学院特任教授。仲裁人等としても活躍。得意分野は、外商投資、再編を含む企業M&A、会社法務、労働人事、国際貿易・商事仲裁で、最近では独占禁止法、反商業賄賂、税関・外貨管理及び紛争解決にも注力。多くの日中団体、多国籍企業の法律顧問を務める。

上海復旦大学法学部卒業、早稲田大学大学院法学研究科修士(民法)。卒業後、中華人民共和国労働省に入省、同省直轄の国際経済合作公司に勤務(総務副部長、法務部長を歴任)、1995年北京莫少平法律事務所に入所、2001年から丸紅株式会社法務部にて中国法顧問を務め、2005年2月に金杜法律事務所に入所、現在、コーポレート業務担当のパートナー弁護士。金杜法律事務所管理委員会委員(管理パートナー)をも務める。

中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)仲裁人、一般社団法人日本商事仲裁協会(JCA)仲裁人、中国政法大学大学院特任教授、中国社会科学院法学研究所私法研究センター研究員、最高人民检察院民事行政案件諮詢専門家、早稲田大学トランクショナルHRM研究所招聘研究員、中華全国弁護士協会涉外法律服務委員会委員、北京市弁護士協会国際投資・貿易法律委員会委員長、国家外貨管理局法律顧問。

1. 講演録	2
2. 講演資料	8

## 1.講演録

### 【開会】

(司会)

これから第137回中国研究会を始めさせていただく。本日の研究会は、北京市金杜法律事務所パートナー弁護士の劉新宇先生にご登壇いただく。講演タイトルは「激変する世界情勢下にある中国事業の新展開～外商投資法を中心とした新法令を踏まえて～」。ご経歴の詳細は割愛するが、劉先生の得意分野は外商投資、再編を含む企業のM&A、会社法務、労働人事、国際貿易、商事の仲裁等である。

(劉氏)

今回のセミナーは、もともと2020年2月を予定していたが、新型コロナウィルスの関係で日本に行けなくなり11月までずれ込んだ。中国の外商投資法についてのみお話しする予定だったが、この1年弱の中国の最新状況を踏まえて、外商投資法のことはもちろん、それ以外にも民法典の改定、輸出管理法の公布といった一連の動きの中で、日本企業に今後必要とされる情報も合わせて提供できればと思う。

ただ、言うまでもなく投資関係の講演なので、貿易のことは少し触れるが、基本的には投資に関わる話題を取り上げたい。

資料の目次は一章から五章まであり、本日中心になるのは第二章「外商投資法その他関連法令の施行に伴う外資への影響」である。第三章、四章については後で簡単に説明する。

まず第一章、中国経済の近況と日系企業の対中投資の動向について触れる。基本的に私は法律家であり経済についてはそれほど詳しくないため、簡単に背景として説明する。中国の2019年度の国内総生産(GDP)は2018年度より6.1%増加した。全国民1人あたりの可処分所得についても前年度より8.9%増加している。そういう意味で経済は2019年まで絶好調だった。2020年はというと、確かに状況は変わったものの、IMF(国際通貨基金)報告によると2020年は恐らく1%まで落ち込むが、来年は8%以上あがる見込みになっている。一方、中国の外貨準備高はまだまだ増えていて、輸出による金額も基本的には増加している。2020年の1月から5月まで新型コロナウィルスの関係で若干落ち込んだが、5月以降徐々に回復し、輸出と輸入の両方の総額も記録を更新している。

外資については、2020年の外資利用額も5月頃までは2019年に比べると10%程度減少していたが、5月以降はどんどん増加し、外資利用は回復したとも言われている。

一方、日本企業が中国でどういう状況に面しているか、皆さんご関心がある所だと思うが、ここ数年よく言われているのは日系企業による対中投資コストの上昇である。人件費の上昇により費用が急増し、日本企業の経営環境は厳しくなるのではないかと言われている。それ以外にも中国の経営資源の非効率性、品質管理の問題、中方との意見の不一致が経営環境の変化に伴う問題としてよく指摘される。昨年来、米中貿易摩擦に起因した経営状況の変化があったことに加えて、2020年は新型コロナウィルスによって一部の日本企業はかなり影響を受けていると言われている。しかし最近、弊所の複数のクライアントにヒアリングしたところ、基本的には7月、8月以降から徐々に回復しているとのことであった。

先日、私自身も四川省、河北省、河南省、広東省といった現地で約20カ所の企業を視察したところ、昨年と同じ状況とまではいかないものの基本的には回復しているようであった。日本の本社とは違い現地の日系企業はかなり回復している様子である。弊所は弁護士2,800名、スタッフを入れて5,000名弱という体制となっており、いわゆる常連客である日系企業のクライアントは百何十社あるが、その中の数社の反応からみても経営環境は回復している。



米中貿易摩擦については日系企業にも影響がある。中国企業は対米対策のために知的財産権の保護に取り組みながら技術研究開発を加速しており、それに伴って中国内企業間の連携が盛んに行われている。

中国ではアメリカ企業とのトラブルがある中で、それならば日系企業と良い関係をつくろうということが最近ブームになっている。また、先日、日本の電機メーカーから相談を受けたのだが、いったん止まっている米国の追加関税が今後再開することも考えられるため、中国の生産拠点を東南アジアのタイに移すことが決まったという。今後はタイで造った商品を対米輸出するということで、従業員の人員削減、生産設備の移転について法的相談が寄せられた。それが意味するの

は、米中貿易摩擦は米中両国のみならず、日系企業にとっても大きなインパクトがあるということである。移転の動きは昨年前半から加速していたが、2020年は新型コロナウィルスの影響で後半に若干落ち込み、まだ再加速する様子はない。

日系企業としては、中国からアメリカへの輸出については東南アジアに生産拠点を移すことがある。その一方で、アメリカ系企業や日系企業など、中国の現地生産に転換するケースもある。中国の対米関税引き上げもあるため、アメリカ製の製品を中国で販売する場合は中国で合弁会社を新たにつくる動きも若干あり、そういういたケースの相談も受けている。また、迂回輸出として、中国大陸からベトナムや台湾を経由してアメリカに輸出するというやり方もあるようだが、その問題点として、本当にこれら第3国で製造過程を経た商品なのか、それとも産地を変更せず、メイド・イン・チャイナとしてアメリカの特別関税対象から外されないまま輸出するのか、企業によってやり方は異なる。法律上違法とされたり、あるいは無駄とされることもある。

次に世界の外資受入国、対外投資国の地域別トップ10をみると、日本は世界最大の対外投資国、中国は世界2番目の外資受入国である。日本の対外投資の残高はまだ相当高く、中国は2番目となっている。日本企業の対中投資は2020年1月から4月までは減少となつたが、先ほど言及したとおり5月以降は一部の日系企業は中国事業を拡大している。資料に列挙した日本企業の投資事例は新聞報道で公開されたデータを基に作成したが、一部は弊所が代理した案件で、例えば日本の電機メーカーと中国のナビゲーション会社の合弁や日本の大手総合商社と中国企業との合弁は、いずれも5月以降の新規案件である。一方、企業の反応としては、2020年前半は日本製品の輸入に遅れが見られたが、6月以降は基本的に中国の内需が拡大し、特に日本の生活用品といった中国人が非常に期待している物はほとんど輸入され、特に支障は感じていないと聞いている。

中国国内で大きな反応があったのは、日本企業の中国からの撤退で、日本の新聞で報道されたとおり、日本政府は一部の産業のサプライチェーン強化のため、補助金を出して生産拠点を中国から日本国内へ回帰させるという緊急対応策がとられたことである。アメリカでも同じような話題が上がっているが、今、一部の中国企業から、日本と中国は友好関係なのになぜ撤退するのかという驚きと疑問の声が上がっている。我々が日中間の投資や貿易の架け橋になることを願い説明しているのは、日本政府の要求に応じて国内移転する日本企業はマスクや医療品など特別な分野のものだけで、中国は極めて重要なマーケットだから大規模な撤退は無いだろうし、日本政府もそこまでは望んでいない

いのではないか、という話だ。しかしその説明も、多くの中国企業や国民には理解し難いというのが実状である。

したがって、今日このセミナーで皆さんにお伝えする情報の一つとして、今後対中投資の際に、この日本政府の措置や日本企業の緊急対応策について、中国側から、何なのか、非常に疑問だ、という声がおそらく頻繁に出てくると思うので、どう回答するか、どのように説明するか、念頭に置いておいた方がよいと思う。

日本企業の対中投資の展望について日本企業の中国担当者に対して行われた日経リサーチ2019年10月9日のアンケート調査結果によると、楽観論と悲観論の両方が存在することが分かる。一方、先日の新聞でも報道された通り、中国人の日本人に対する好感度は更に高まっているが、日本人の中国人に対する好感度は徐々に下がっていて、温度差があるということは驚くべき事態だと思う。

最近、我々は広東省にある日系企業を代理して、深圳市の中心地から隣の東莞市に移転するという仕事に取り組んだ。従業員数が数千名の工場で、20年くらい市の中心部で操業していたのだが、政府から移転を要求された。その要求を受け第三者の開発業者に土地を転売したのだが、20年前の土地入手代金の数十倍での転売に成功し、かなりの利益を計上できた。このように中国では工場の国内移転が最近かなり多くなっている。最初は日本企業も移転を面倒がっていたが、予想以上の金額で取引されれば、国内移転に積極的になる企業も若干増えるかもしれない。

中国政府の最新の政策動向をみると、外資拡大の対応策をいくつか打ち出している。その中で一番目立っているのは海南自由貿易港の政策である。実は今、私は海南島の事務所から、この講演を行っている。今日は約100名のパートナー弁護士が集まりイベントも開催される。では、なぜ海南島に人や資本が集まるのか。新型コロナウィルスも中国国内では落ち着いてきたので、ほぼ半年以上も自宅に閉じ込められた多くの中国人が旅行に来て高級ホテルはほとんど満室状況で、特に海に面した部屋はほとんど空きがないという状況で旅行業は潤っている。

一方、生産加工業も生産再開や生産拡大し、政府は海南島の自由貿易港の建設を促進する様々な優遇政策を打ち出している。日本企業の皆さんにご注目いただきたいのは、まず租税の優遇政策「ゼロ関税」で、海南島に輸入した商品については関税が免除になる。これは大きなメリットである。しかも、日本で言えば法人税、中国で言えば企業所得税は、一般的の税率が25%のところ15%となる。中国の他の地域ではハイテク関連企業も15%の税率だが、海南島に設立された企業であれば全て15%の低税率が適用されるそして貨物の規

制緩和、個人所得税の減免、外貨の規制緩和なども予定されている。

3カ月前に海南島の外資誘致の関係機構を訪問したところ、「劉弁護士は日本企業との付き合いが多いので、外資導入の際には日系企業をたくさん連れてきてほしい」と言わされた。先日は海南島政府の傘下に属する金融会社から、できれば中国国内の資本ではなく日本の資本を導入したいと言われた。おそらくそれは今、米中関係が悪化している中で日本との関係が大事だと見ている企業が多いからであろうと推測している。少なくとも海南島誘致の機構関係者は、できれば日本企業をたくさん誘致したいと考えており、とりわけ医療産業、ハイテク産業を誘致すること、それに加え香港に代わって海南島が金融関係で更に力をつけていきという期待感がある。我々の事務所は毎月日本語のニュースレターを発行していて、法律情報のみでなく今回紹介した海南島の外資誘致に関する詳細な政策、実務のやり方などの内容も掲載しているので是非ご利用いただきたい。

次に法律の説明に入る。まず、2020年1月1日に外商投資法が施行され、旧「外資三法」が廃止となつた。外商投資法のルールの中で日本企業に関係あるものに絞って説明すると、まず、ネガティブリスト管理制度である。今までの中国外資管理の政策では、全て日本の経済産業省にあたる中国政府商務部が審査認可を40年弱行ってきた。2017年頃から徐々に緩和され、今回正式な制度として確立された。ネガティブリストに載っていない産業であれば自由に外商投資ができる。日本の法務局での登記と同じように、この新制度により政府の許認可が不要となりスムーズに登記ができるようになった。しかし、車の生産や一部の運輸等の分野では、まだ制限が残りネガティブリストが作られている。

リストに載っている制限産業であれば基本的に政府に対して設立申請が必要になるというのがネガティブリストの管理制度である。その制度の中でも外商投資は促進できるが、少し曖昧な部分として、今までの発展改革委員会のプロジェクト管理が完全に無くなるかどうかが不透明なことがあげられる。日本でもアメリカでも一部の産業規制はあるが、中国の産業制限は先進国より若干多いと一般的に理解されている。ただ、制限が緩和しているのも事実である。

外国投資者にとって留意すべきところは、ネガティブリストへの適合性審査について最終的な責任を負う機関は定められていないが、違反に対しては厳しい処分がある点である。

また、日本企業にとって大きな影響があることとして、合弁企業法の廃止により、これまでの董事会に代わり株主会を最高権力機構としたことが大きく変化した点である。ただし、株主会への変更は5年間の猶予

期間が与えられてはいる。一方、中外合作企業はこれから消えていくだろうと考えられている。中国で一番有名な合作企業はおそらく数十年前にできた上海の花園飯店（オークラガーデンホテル上海）だと思うが、多くの外資系企業が現金を提供したり、中国企業が土地を提供したりするような契約式の合作企業は今後消えていくと考えられる。最近、日本企業からの相談が殺到しているのは、2020年からすぐに会社の組織形態を変更した方が良いのか、もう少し様子を見るべきかという内容である。我々弁護士としては、合弁企業の管理体制上で御社によろしくないものが無ければ少し待ってもよく、逆にそうでなければ、今回の外商投資法の施行に伴って、法律通り組織体制を早めに変更したほうが良いとアドバイスしている。

次に、大きな話題となっているのは、今回の外商投資法の中で地元政府のアクションに関する制限である。以前我々が相談を受けた一例だが、広東省のある街の日本のメーカーが、政府から別の場所に移転、撤退してほしいという意図がうかがえる対応を受けた。もともと税金の優遇、補助金の約束があったにも関わらず、政府が途中でやめてしまった。政府はこの企業を追い出したいので今まで承諾した優遇をペンドイングしたというのが本当の意味であろう。企業が政府に約束違反だと申し出ると、政府は約束の文書は無いし、有ったとしても一方的に撤回できるという説明をしたという。

このような事態が繰り返されると外国企業も困るであろうということで、今回の外商投資法では地元政府も承諾したことは守らなければならないということを国が要求している。これにより外国企業も安心できるようになったが、約束をどうやって証明するか、エビデンスが重要である。政府がもし契約違反した場合、あるいは権限を超えた場合、法律に抵触した場合には、政府や関連部門に対し法により責任追及ができ、地元政府も制限を受けることになる。

弊所から企業へのアドバイスとして次の四つを提案する。一つ目として、投資する際にどこが承諾したか、である。どこの市政府か、あるいは開発管理委員会か、もしくは管理委員会の傘下にある国有企業なのか、それぞれ異なる相手側の性格に合わせた対応策を取るべきということである。二つ目は、政府からの承諾内容について、法律に違反していないか確認すること。三つ目は、政府と法的根拠のある書面を取り交わすことで、契約書でなくとも協議書、備忘録といった形で、少なくとも法的拘束力のある法律文書として位置づけた方が無難であるということである。口頭ベースは駄目、拘束力の無い文書を認めて駄目、文書のタイトルについてもしっかり明確に確認したほうが良い。四つ目として、政府の承諾文書に、契約違反をしました場合どんな責任があるか違約責任を定めて

おいたほうが御社として請求しやすいことがある。

その他の制限としては、資料34ページの通り秘密保持に関するもので、政府の立場を使って情報を聞き出したり、情報漏洩したりするのではないかという外国企業の懸念を払拭するために、秘密保持のルールを政府の現場関係者にまで義務付けている。

もう一つ新たな制度は、外商投資情報報告制度である。外国企業の投資について登記は自由化されたが、登記後に商務部門に事業内容、所在地、法定代表者、資本金などの届出が必要となった。抹消登記の際も届出が必要である。クライアントから届出が大変だという相談はまだ無いので心配はしていないが、懸念されるのは外商投資情報報告制度による届出の義務が場合により外国企業の本社にもあることである。

次は外商投資安全審査制度。これはアメリカにもあるが、国の安全に対して影響を及ぼすおそれがある企業、例えば軍事産業との関係があり得る企業や中国の基礎インフラに関わる企業などは安全審査によるチェックを受けなければならない。安全審査で政府、官庁が行うものは最終判断となり、行政訴訟法をベースに裁判所に対し政府の安全審査は無効だというようなクレームはできず、法的救済措置が無い。これは安全審査制度の特別なポイントだと思われる。

それ以外のネガティブリストと投資契約の効力認定、外商投資法の施行と関連する登記作業の留意点なども資料にまとめてある。

以上が外商投資法の変化の部分だが、詳細については日本商事仲裁協会の機関誌であるJCAジャーナルに「新時代に突入した中国外商投資法実務の変貌」という文章を掲載しており、2020年2月には「商事法務」から外商投資法に関する論文も出している。Eメールを頂ければ皆さんにお送りするので参考にしてほしい。



ここからは、最近インパクトが大きかった二つの法令について説明する。一つは民法典、もう一つは輸出管理法である。

まず、民法典は2020年の5月に採択された。中国は今まで民法総則しか無かったが、今回の民法典制定

は中国国民から見ると大きなインパクトがあると言われている。例えば、家族関係、婚姻関係、人格権関係等でもそれぞれ大きくルールが変わっている。法律の条文も多く計1,260条にもなる。契約関係等の部分は日本企業の投資にも関係する。

契約関係については昔から定形約款に関するルールがあったが、今回の民法典では「相手方と重大な利害関係のある条項」について、例えば、自分の責任を免除したり、大きく軽減した場合は相手に注意喚起し相手方の要求に従い説明をしなければならないと条項で定めており、ここは注目すべき点である。どうやって定型約款が無効と判断されるかは資料の通り四つの状況がある。我々は日本企業の代理人も務めており、柔軟に契約関係に取り組んできたが、日本企業が日本本社の契約雛形を利用して中国の相手企業にいろいろな要求を出した場合、中国の定形約款として見た場合に法律に抵触すると思われる条項で契約を無効にされないように、現行の契約雛形を調整してほしいという依頼が急増している。したがって、皆さんも御社の標準雛形について、御社の権利を守るという意味では重要でも、相手側から受け入れがたい条項があると指摘される可能性もあり、御社の不利益となる恐れはないか注意していただきたい。

もう一つ、日本企業がよく困っているのは出資持分譲渡についてである。これまで出資持分譲渡は許認可制で認可が下りるまで契約が発効しないのに、認可が行われないままにされたケースがかなりあった。今回の民法典のルールでは認可の手続きを行なわないことにより契約の発効に影響を与えた場合、日本企業から相手企業の責任を追求できるようになった。つまり、契約の効力はまだ発生していないが契約を守ることについて約束したので、その部分は成立した契約として守るべき、ということである。これは日本企業にとって今後のインパクトが極めて大きいであろう。

もう一つは経営範囲の問題。日本企業は中国で経営範囲を超えて作業をすると契約無効となるのではないかと心配をしていたが、民法典によって、今後は経営範囲を超えたことのみで契約の無効を確定してはならないと定められた。

契約の解除も若干ルールが変わって、契約解除できる権利があるのに1年以内に行使しない場合はその権利が無くなるため、期限についても注意が必要である。さらにインパクトが大きいのは、契約違反の当事者からも契約解除ができるという点である。したがって、日本企業は対中投資、対中貿易の際には、もたらされる影響を事前に見込んでおいた方がよい。

次に、中国の融資について話をする。民間貸付の利率の上限についてはもともと36%までと定められていたが、今は基準が廃止され、LPR（ローンプライムレート：最優遇貸出金利）という中国人民銀行が公布し

た貸付金利の4倍までが民間貸付の利率の上限となつた。日本企業は対中投資の際に銀行以外に融資をしたりすることが多いので、リスクについて上限があるということはルールとして重要である。

保証責任について、今まででは一般保証なのか連帶保証なのか不明瞭な場合は連帶保証とみなされたが、今後は一般保証とされ連帶責任も問われない。これも大きなインパクトである。

時間の関係で更に詳細な部分の説明は控えるが、皆さんの中にはなぜ複雑な民法典の話をするのかわからないという意見もあると思う。ただ、この五つのポイントは極めて重要なので、概念だけでも記憶に残していただきたい。

人格権についてのスライドはあくまでデータとして参考資料にしてほしい。

民法典に定められた多くの責任について説明すると、民法典では環境規制が厳しくなり、規制への違反について、懲罰的賠償責任が定められた。更に環境破壊をもたらした場合は環境修復の責任を求められる環境修復制度が採択された。民法典の詳細については、2020年7月にNBLという雑誌に私の論文を掲載しているので興味があればご一読いただきたい。

今日の資料には、外為法についても参考として入れている。外商投資法には「外貨管理の緩和」という文言は無く、資本金を入れること、資本収益の送金といったもの全てを自由化するとも読み取れるが、これから外貨管理は緩和されていく。まだ緩和の途中だが、日本企業が最も関心があるのは外貨資本金の換金であろうと思う。これまで外貨を中国に入れてから自由に人民元に換金できなかつたが、5年前に緩和がスタートし、昨年更に緩和され、基本的には外貨資本金を自由に人民元に換金できる時代になった。

また、クロスボーダー融資に関する政策も更に緩和されている。例えば、中国にある日系企業が日本本社から外債を借り入れる際の規制が緩和され借り入れ枠が拡大されたり、これまで内資企業による外債の借入はなかなか認められなかつたが、今は国内資本の企業でも純資産の2倍まで認められ、今後は2.5倍まで借り入れできるようになる。そうなるとクロスボーダー融資は更に便利になると見ている。

人民元の換金、利益の送金について、実はこの2、3年、外貨準備高を少し下げるため、日本企業による海外への利益送金が一時難しくなったという噂があつたが、実際には日本の金融庁に当たる中国の国家外貨管理局として、正常な利益送金を止めるようなルールは一切無い。ただ、一部の地方銀行が何らかの理由で企業による利益送金を止めた個別事例は一部あつた。今後、もし皆さんが外貨送金について銀行などから厳しく取り扱われた場合は相談してほしい。

最後に、中国輸出管理法に関する最近のホットな話題に少し触れる。先日、日本の新聞で報道された通り、日本のレアアースの輸入は厳しくなるだろうという話題で、中国輸出管理法の採択にも関連がある。輸出管理法について管理品目のリストはまだ出されていないが、レアアースが含まれるかどうか、リストの内容によっては日本企業に大きなインパクトを与えることになる。アメリカのエンティティリストに近い形で中国の信頼できない実体リストも中国政府から公表される。日系企業にも、今後、信頼できない実体リストに含まれるかもしれないという心配や恐れがあるようだ。その意味で、日本企業も今後、中国の輸出管理の規制、そして、信頼できない実体リストに関する管理規制をよく勉強しておくことが、将来の対中ビジネスにとって重要なと思う。

以上、外商投資法を中心として民法典および外貨管理と輸出管理法に言及した形で日本企業の最新の対中投資状況を説明した。まだ足りない部分も相当あると思うので、疑問があればお気軽に連絡いただきたい。

## ■質疑応答

(司会)

いくつか頂いている質問にお答えいただきたい。

まず1点目は、この外商投資法が制定されたことにより、日本企業への関連では具体的にどういった分野や産業が恩恵を受けるのか。

(劉氏)

今、ネガティブリストを公表しているので、これから少し改善はされるが、基本的に日本企業で恩恵を受ける部分は多くなるのだろう。そのなか、運輸業、資源産業、そして一部の不動産関連といった産業はある程度、外商投資法の恩恵を受けるだろう。ネガティブリストの詳細な部分を細かく見ると分かると思うが、例えば、一部の現地業務に制限があったのが、今回の外商投資法によって一部の現地業務も制限が外され許認可申請が不要になった、ということもある。そういう恩恵も大きいと思う。

(司会)

中国の外商投資法が施行された後、中国人と外国人それぞれが会社を起こすとき、定められている資本金の金額に違いはあるのか。

(劉氏)

中国人であれ日本人であれ、資本金関連の制限は撤廃されたので差や違いは無い。

(司会)

新型コロナウィルスの影響はどこまであるのか。劉先生の弁護士事務所への相談件数や企業設立の動き、感染拡大がいったん収束している中国の最近の相談などはどんな状況なのか。

(劉氏)

残念ながら、日本本社による対中投資の新規案件が若干減少している。おそらく日本本社は新型コロナウィルスへの対応が急務となっており、なかなか投資までできないし、更に中国出張も難しいので投資がかなり減っているのだと思う。相談案件の多くは中国現地にある日系企業であるが、ただ日系企業の国内再投資は今でも少なく、基本的には保守的な現状維持ということになる。欧米企業も減少はしているが、新規投資の相談も継続している。日本企業の相談や動きは決定的に少ない。

(司会)

中国では新型コロナウィルスの影響が収まってきたていると思うが、新規に新たな企業を設立する場合、様々な行政手続等があると思うが、その中で新型コロナの影響で手続きに時間がかかるようになったとか、新たにしなければならないことがあるなど教えていただきたい。

(劉氏)

地方によって異なる部分があるかもしれないが、全般的に言えば複雑になるとか不便になるということは無いはずである。最近、四川省の成都、広東省、そして海南島で企業を設立するところを全部回ったが、政府の外資優遇が少なくなった中で、できれば外資が来てくれたら全力を上げスピードアップしたり便益を図ったりすることを明らかにしている事例が多い。一方、少し面倒なのが新型コロナウィルスによる移動制限で、例えば移動の際にいろいろな検査を受けたり、自分の健康状態を申告したりしなければならないという点では手続きに影響がある。

(司会)

今回、審査や許認可がかなり省略されるというお話があったが、これは逆に言うと海外から進出している企業に何か信用が与えられるというところがあるかもしれないが、この信用という面に関して新しい外商投資法の影響はあるのか。

(劉氏)

もともと法令制定の際にここまで緩和することでメリットがある一方、昔のようにチェックが無くなることによって信用の面でどうなるか、少し危険なのでは

ないかという声もあったが、最高指導部の判断でチェックは無くなつた。結局、信用の面で新たな話題は聞かれないし、特に遊びな國の企業の投資についても信用の面で疑われるという声は出でていない。

(司会)

最後に、本日は海南島からの中継ということだが、海南島に日本企業はどのくらいの規模で進出しているのか。今後増やしていきたいという状況なのか。

(劉氏)

正確なデータは把握していないが、政府の管理者と話したところ、まだ新型コロナウィルスの影響でたくさんの投資が行われているわけではないが、特に医療関係産業や電子産業など、誘致については既に複数の企業がコミットしているということだ。契約して投資まではまだこれからという企業も少しずつ出ている状況だと聞いている。ただ、それは政府の情報なので、ラフな直感からすると、出張制限の解除がされない中なので、まだまだスピードアップ出来ていないと思う。一番注目されるのは金融産業だが、日本企業は香港に対して色々な考えがあるだろうから、海南島の金融産業に投資するかどうか、政府は日本企業に対しかなり期待しているが、日本企業が金融関係で取り組んでくるかどうかは疑問である。

(司会)

海南島は貿易関係が一番盛んだと思うが、貿易もしくは流通以外にも例えば製造業の工場など様々な産業が誘致されているという考え方でよろしいか。

(劉氏)

そうだ。ただ重工業というより軽工業が中心ということは予測されるので、軽工業の製品を加工した商品を国内で販売すると、結局貿易のメリットを利用して税金の優遇を利用できるということが大きな考えのひとつである。

(司会)

ではそろそろ時間となったので、このあたりで終了させていただければと思う。

ありがとうございました。

## 2. 講演資料

② 中国の外貨準備高の変化

2019年末の国家外貨準備高	通年の人民元平均レート
31,079億ドル（前年比352億ドル増） [1]	1ドル6.8985元（前年比2.0%増） [2]

③ 貨物の輸出入

2018年度の貨物輸出入総額 [3]	2019年度の貨物輸出入総額 [4]
305,050億元（前年比9.7%増） 輸出：7.1%増の16.42万亿元 輸入：12.9%増の14.09万亿元	315,446億元（前年同期比3.4%増） 輸出：5.0%増の17.23万亿元 輸入：1.6%増の14.31万亿元

2018年度の貨物貿易黒字	2019年度の貨物貿易黒字
23,303億元（前年比5,217億元減）	29,150億元（前年同期比25.4%増）

出典：[1] 中国国家外貨準備高額ホームページ  
[2] 中国国家統計局ホームページ  
[3] [4] 中国統計年報（日本語版）ホームページ  
※ 2019年版は未発表のため、2018年版を用いて算出

## 目次

- 一 中国経済の近況と対中投資の動向
  - 二 外商投資法その他関連法令の施行に伴う外資への影響
  - 三 民法典の施行に伴う外資への影響
  - 四 対中投資における外貨管理の課題

## 2. 経済発展・外商投資の最新動向

2020年外資利用額

第1四半期：前年同期比10.8%減  
第2四半期：前年同期比11.8%増  
第3四半期：前年同期比7.5%増  
…

出典：商務部統計データ

2020年国内総生産額（GDP）

第1四半期：前年同期比6.8%減  
第2四半期：前年同期比3.2%増  
第3四半期：前年同期比4.9%増

出典：國家統計局統計データ

● 新産業、新ビジネスモデルの発展による貢献大  
● 新型コロナウイルス流行からの早期回復も要因

## 一 中国経済の近況と対中投資の動向

- 01 中国経済の変化
  - 02 日本企業による対中投資の状況
  - 03 中国における最新の政策動向

1

3. 2020年及び2021年のGDP成長率

IMF報告によるところ、中国が依然として他国をリード。

年	中国	米国	日本	印度
2019 (実績)	6.1	2.3	1.6	6.7
2020 (実績)	1.3	-3.5	-4.6	-2.7
2021 (予測)	8.0	5.7	5.7	7.4

※ 1. World Economic Outlook Update (June 2020) | 世界銀行作成

## 01 中国経済の変化

## 1. 中国経済の概況

### (1) GDP、国民収入の増加



※特別な説明がない限り、この資料における「対中」・「中国」とは、いずれも「中国本土」という意味を指す。中国香港、中国澳门、中国台湾を含まない。

1

02 日本企業による対中投資の状況	
1. 在中国日系企業の経営環境の変化	
	人事コスト上昇・費用増加
	経営資源の非効率性
	品質管理の難しさ
	中方との経営手法等の不一致
	経営戦略の妥当性の欠如
	米中貿易摩擦
	現地事業の経営不振
	行政の「放管服改革」(※)
	新型コロナの影響
	外商投資法による内資・外資の平等待遇

## 02 日本企業による対中投資の状況

### 2. 米中貿易摩擦による影響

Hong & Wood Mairsons | www.cws.com

## 02 日本企業による対中投資の状況

### 6. 日本の対中輸出回復からみる今後の対中直接投資

#### 中国の内需向けの輸出

新型コロナ感染拡大の抑制に成功しつつある中国の内需回復に合わせて、輸出も回復傾向

日本の実質輸出の推移（全世界向け、中国向け）

(出所) 日本財團「貿易統計月報」を基に弊社が作成したもの

日本の対中直接投資の拡大にもつながる

Hong & Wood Mairsons | www.cws.com

## 02 日本企業による対中投資の状況

### 3. 世界の外資受入国、対外投資国・地域別TOP10

外資受入国TOP10

（出所）UNCTAD World Investment Report 2020

対外投資国TOP10

（出所）UNCTAD World Investment Report 2020

Hong & Wood Mairsons | www.cws.com

## 02 日本企業による対中投資の状況

### 7. 生産拠点の日本国内回帰や第三国への移転・多元化

#### 回帰・移転の要因

- 新型コロナウイルスの影響：日本国内で製造業のサプライチェーンが寸断（中国武漢市は自動車産業の集積地、稼業停止により中国からの部品輸入が途絶えた自動車メーカーは生産停止に追い込まれた。）
- サプライチェーンの強化、総額3,295億円の補助金（2020年10月16日に860億円追加）
- 支援対象：生産拠点の集中度が高い製品・部素材の生産拠点等の整備
- 現状：日本国内投資促進、マスク・製造事業など57件に計574億円を補助（2020年7月18日時点）

#### 日本政府の緊急対応策

- 補助金を受けたのは、主に中国などに依存するマスクや医療品、部素材などの医療関連
- 日本企業の大規模な国内回帰、東南アジアへの移転が生じる可能性は低いとの意見あり
- 理由：中国が亟めて重要な市場であること
- 日本企業は中国でなお成長維持の余地があること
- 産業移転には高額のコストを要すること

※新聞報道をもとに弊所作成

Hong & Wood Mairsons | www.cws.com

## 02 日本企業による対中投資の状況

### 4. 日本の対外投資残高（2019年末）

（出所）JETRO「世界投資動向統計データ」  
https://www.jetro.go.jp/world/invest/statistics/fdi.html

Hong & Wood Mairsons | www.cws.com

## 02 日本企業による対中投資の状況

### 8. 日系企業の対中投資展望

現在の中国事業について  
日本企業の中国担当者約1000人へのアンケート

（出所）日経リサーチなどの調査

※新聞報道をもとに弊所作成

## 02 日本企業による対中投資の状況

### 5. 日本企業の対中投資

対中直接投資（年初末累計、前年比）

（出所）「グローバル経済と主要産業の動向」日本経緯作成

今1～4月の対中直接投資は前年同期比で8.4%減少するも、5月以降、一部日系会社は中国事業を拡大  
(下記は一部の日系企業の投資事例)。

NO	社名	形態	概要
1	電子メーカー	合資設立	中国のナビゲーション会社と新エキスギー（深セン電機サービスを子会社とする外資会社）は北京に設立。
2	総合会社	合資設立	世界トップ5位にランクインする中国の会社・多慶美会社の子会社と日本コンサルティング会社を北京に設立。
3	自動車メーカー	合資設立	中国の自動車メーカー第一汽車とともに、吉利自動車を研究開発する新会社を北京に設立。
4	自動車部品メーカー	本拠社化	中国自動車部品会社ナウス（英語名）が天津市に移転。
5	総合製造会社	子会社化	フランク・トヨタ（世界で有名な会社の会員を保持する新興の企業への出資）は中国の会員である上海トヨタ（子会社化）を、中国の工場で総合機器会社の新会社となる。
6	電力会社	本拠拡大	上海の工場で総合機器会社の新会社となる。
7	不動産会社	本拠買収	イングルカントリーの不動産会社を買取る不動産会社が、中国の不動産会社との不動産会社を買取る。

（出所）「グローバル経済と主要産業の動向」日本経緯作成

Hong & Wood Mairsons | www.cws.com

## 02 日本企業による対中投資の状況

### 9. 中国国内移転

#### これまでの国内移転の要因

- 都市化の進展：工場の立地も徐々に市街地へ
- 環境保護の規制強化：化学工業企業など特に影響を受ける
- 土地計画の調整：工場の敷地が政府の計画調整地に含まれる
- その他自社戦略：人件費削減、川上・川下企業などとの地理的な隣接性、優遇政策により取得した土地使用権の売却による資産活用など

#### 2020年以降、新型コロナウイルスの影響

- 湖北省の自動車メーカーが一時生産停止に追い込まれるなど、中国においては生産拠点の合理的な配置・分散化の重要性を意識する契機に

（出所）「グローバル経済と主要産業の動向」日本経緯作成

Hong & Wood Mairsons | www.cws.com

9

03 中国における最新の政策動向

1. 中国政府としての直近の外商投資拡大策

3月4日	中央政治局常務委員会会議・外商貿易、外商投資の安定化を提唱
3月9日	国家发展改革委「外商投資安定化11条」: 生産回復、重大プロジェクトの推進、ネガティブリストの確実化等に注力
4月1日	商務部による「新型コロナウイルス流行に対応し、改革開放を一層進め、外資の業務を安定させる取り組みに関する通知」の公布 計24項の措置・正常な生産経営秩序の回復、外商投資環境の最適化継続
6月1日	「海南自由貿易港建設全体計画」の公布: 中国海南自由貿易港の建設開始、外資誘致活動の新展開
6月23日	外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)の公布: 商用車生産、都市の上下水道建設などの分野で外資の出資比率規制を緩和・撤廃 (今回のリストは33項目、前回より7項目減少)

※いずれも2020年  
King & Wood Mallesons | www.kwm.com

関連論文

「关于海南自贸港，这些风险你得请带上」  
中国税界  
2020年7月号

◆ 詳細については、お気軽にご連絡ください。  
King & Wood Mallesons | www.kwm.com

03 中国における最新の政策動向

2. 海南自由貿易港

中国海南自由貿易港の建設と外資誘致活動の新展開

建設目標: 貿易・投資の自由化・円滑化をめぐり、より広範、特恵的な対外開放を段階的に整然と推進し、国際的な高水準の経済貿易規則のベンチマークを創出し、強い影響力ある国際的な自由貿易港へ

主な優遇政策	租税 2025年までの輸入商品に対する「ゼロ関税」の段階的な全面実行 企業所得税の低税率(15%) (ネガティブリスト対象は除く)
	輸出入 一部貨物・物品の輸出入規制緩和 中継貿易貨物及び出港貨物に関する特別な管理
	貨物貿易 保管期限・場所が無制限、越境サービス貿易の制限緩和
	外貨 外商投資企業の資本金使用範囲の緩和など
	投資管理 市場参入緩和特別リスト、外商投資ネガティブリストの制定を推進中

King & Wood Mallesons | www.kwm.com

二 外商投資法その他関連法令の施行に伴う外資への影響

01 外商投資法及びその実施条例の概要

02 その他外商投資関連の法改正動向

03 外商投資企業の取引における留意点

King & Wood Mallesons | www.kwm.com

03 中国における最新の政策動向

中国海南自由貿易港への投資、美しい未来の共創

◆ 地理的な優位性  
海南省  
陸地総面積: 3.54 km<sup>2</sup>  
香港・シンガポールの35倍、ドバイの8.75倍に相当  
海域面積: 200万km<sup>2</sup>に上る中国最大の省

◆ 広範かつ特恵的な誘致政策  
・貿易・投資の自由化・円滑化をめぐり  
国際的な高水準の経済貿易規則を整備  
・完備された海南自由貿易港体系を確立  
・より多くの国内外の投資を誘致

◆ 中国の対外開放の新たな局面の中で依然として重要な戦略的役割  
King & Wood Mallesons | www.kwm.com





01 外商投資法及びその実施条例の概要

1. 中国外商投資法について

- 2019年3月15日公布、2020年1月1日より施行
- 総則、投資促進、投資保護、投資管理、法的責任、附則の6章、計42条による構成
- 旧「外資三法」(外資企業法、中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法)に代わり、外商投資に関する基本法としての位置付け
- 同法の実施条例は2019年12月26日に公布され、2020年1月1日より外商投資法と同時に施行開始

King & Wood Mallesons | www.kwm.com



03 中国における最新の政策動向

中国海南自由貿易港への投資、美しい未来の共創

◆ 中国の改革開放の深化の「試行地区」として  
対内・対外的な開放の先駆者の優位性と制度上の優位性

◆ 国及び政府が提供する優遇政策は、海南自由貿易港内企業の投資コストを確實に軽減するとともに、企業及び事業者の収入と利潤を向上させることが可能

◆ 後続して実施される一連の関連法令・措置も、企業に対して投資の安心と安定した収益の享受の実現が予想される

◆ 全世界の投資家による海南への投資と起業  
・海南自由貿易港の新たな機会と発展の共有

King & Wood Mallesons | www.kwm.com




01 外商投資法及びその実施条例の概要

2. ネガティブリスト管理制度

外商投資法 4条1項～3項

中国は、外商投資に對し、參入前内国民待遇及びネガティブリストの管理制度を実行する。  
前項に定める參入前内国民待遇とは、投資参入規制において外商投資者及びその投資に對し、本国民投資及びその投資を下回らない待遇を与えることをいき、ネガティブリストとは、中国特定分野において外商投資に對して優遇待遇を提供する參入特別管理制度をいふ。中国は、ネガティブリスト以外の外商投資に對し、内国民待遇を与える。

ネガティブリストは、国务院が公布し、又は公布を許可する。

外商投資法 28条

外商投資参入ネガティブリストに定める投資禁止の分野において、外国投資者は、それに投資してはならない。  
外商投資参入ネガティブリストに定める投資制限の分野において、外国投資者がそれに投資する場合には、ネガティブリストが定める条件に適合しなければならない。  
外商投資参入ネガティブリスト以外の分野において、内資・外資一致の原則に従い管理を実施する。

外商投資法の意義：法律としてネガティブリスト制度を初めて定めた

King & Wood Mallesons | www.kwm.com

**01 外商投資法及びその実施条例の概要**

(1) 外商投資が制限される分野に対する規制の手段

これまでの規制 届出制度の適用がなく、商務部門による認可が依然として必要

実施条例における規定 34条1項 關連主管機關の法による職務遂行の過程において、ネガティブリストに適合しない外国投資者の投資に対する許可、企業登記登録等の事項を取り扱わず、固定資産投資プロジェクトの認可に觸れる場合の承認事項も取り扱わない

参考: 従来の外商投資規制

内容	主管機関	権限
プロジェクト管理	発展改革委員会	認可制又は届出制による外商投資プロジェクトの管理
外資参入	商務主管機関	届出制(ネガティブリスト)又は認可制(ネガティブリスト内)による外商投資企業の設立・変更の管理
業界参入	業界主管部門	外商投資企業の投資審査、業界主管部門の許可による外商投資企業の管理(電信、出版など)
企業登記	市場監督管理部門	登記制度による外商投資企業の設立・変更・抹消の管理

商務部門による専門的な外資参入審査認可は廃止

King & Wood Mallesons / workuk.com

**01 外商投資法及びその実施条例の概要**

外商独資企業 組織機関等は、従来の内資系企業と大差がなく、法令改正による変更が少ないと。

中外合弁企業 組織機関等に大きな変更が生じる。

中外合作企業 企業類型としてこれから消えていく。

King & Wood Mallesons / workuk.com

**01 外商投資法及びその実施条例の概要**

(2) 外国投資者にとっての留意点

① 外国投資者自身の責任の顕着化

ネガティブリストへの適合性審査について最終的な責任を負う機関を定めていない一方…

実施条例34条2項: 各主管部門においては、ネガティブリストの規定の執行状況に対する監督検査を強化しなければならず、外国投資者がネガティブリストに定める投資禁止の分野において投資を行い、又は外国投資者の投資活動がネガティブリストに定める制限的参入特別管理措置に違反したときは、外商投資法36条の定めに従い処理する。

\* 外商投資法36条: 投資禁止の分野: 原状回復、違法所得の没収  
投資制限の分野: 期間を定めた是正。是正しない場合は投資禁止の分野と同様の処理。

King & Wood Mallesons / workuk.com

**01 外商投資法及びその実施条例の概要**

4. 既存外商投資企業に適用される移行期間

外商投資法42条2項

本法施行前に中華人民共和国中外合弁経営企業法、中華人民共和国外資企業法、中華人民共和国中外合作経営企業法により設立された外商投資企業は、[本法施行後5年以内においては、従来の企業組織形態等を継続して留保することができる](#)。

具体的な実施弁法は、国務院が定める。

実施条例44条

外商投資法施行前に設立された外商投資企業については、外商投資法施行後の5年間において、会社法、パートナーシップ企業法に従いその組織形態、組織機構等を調整し、法により変更登記を行なうことができる一方、従来の組織形態、組織機構等を維持することもできる。

法により組織形態、組織機構等の調整、変更登記を行わなかった場合、[企業登記機関において2025年1月1日より当該企業のその他の登記事項を取り扱わず、関連する状況を公示することができる](#)。

既存の外商投資企業(特に合弁企業)への影響

King & Wood Mallesons / workuk.com

**01 外商投資法及びその実施条例の概要**

② 各主管部門の審査の関係

「『外商投資法』の実施・実行、外商投資企業登記管理作業の遂行に関する市場監督管理总局の通知」2条  
業界主管部門が登記登録前に企業経営許可事項を許可した場合、登記機関においては参入特別管理措置に定める要件への適合性審査を重複して行わない  
ネガティブリストへの適合性審査に関する各部門の職務分掌の更なる明確化が期待される

③ 投資契約が無効となるリスク  
ネガティブリスト分野で成立した投資契約が無効となる可能性も(詳細は後述)

King & Wood Mallesons / workuk.com

**01 外商投資法及びその実施条例の概要**

5. 政府行為の制限

(1) 政府による承諾(政策承諾)

外商投資法25条

地方各レベル人民政府及びその関連部門は、外国投資者、外商投資企業に対して法により行った政策にかかる承諾及び法により締結した各種契約を履行しなければならない。

国家利益、社会公共利益のために政策にかかる承諾、契約の約束を変更する必要がある場合、法定権限及び手続に従い実施し、かつ、法により外国投資者、外商投資企業がそれにより受けける損失を補償しなければならない。

承諾及び契約は法に適合しなければならない一方、その確実な履行が要求される  
リスクが高いもの: 地方の税収優遇、土地にかかる承諾、補助、政府による担保など

King & Wood Mallesons / workuk.com

**01 外商投資法及びその実施条例の概要**

3. 企業の組織形態・組織機関に関する法制度の統一

外商投資法31条

外商投資企業の組織形態、組織機構及びその活動準則は、中華人民共和国会社法、中華人民共和国パートナーシップ企業法等の法律の規定を適用する。

これまでの外資二法 外資管理法  
外商投資関連契約法  
外商投資法

King & Wood Mallesons / workuk.com

**01 外商投資法及びその実施条例の概要**

実施条例27条、28条、41条

政策承諾の定義及び形式の明確化: 各級人民政府及びその関連部門が、法定権限内において外国投資者、外商投資企業が当該地区で適用を受ける支持政策、享受する優遇措置及び便益条件等に關し書面により下す、法律法規の規定に適合する承諾。

政府承諾の違約形式の例挙: 行政機関の調整、政府の改選、機関又は職務の調整等を理由として違約。

違反場合の法的責任: 政府側が政策承諾、各種契約を履行しなかった場合  
政策承諾が法定の権限を超えた場合  
政策承諾の内容が法律法規に適合しない場合 政府、関連部門及びその人員に対し、法により責任を追及

King & Wood Mallesons / workuk.com

## 01 外商投資法及びその実施条例の概要

## 疑問点

- 政策承諾に関する地方政府の法定権限は、法令上明らかでなく、政府官庁のウェブサイトにも定めがない。

- 承諾及び契約が違法な場合：契約が無効か。



King &amp; Wood Mallesons / vznk.com

25

## 02 その他外商投資関連の法改正動向

## 1. ネガティブリストと投資契約の効力認定

外商投資法の適用に関する最高人民法院の解釈 (2019年12月26日公布、2020年1月1日施行)

- ネガティブリストの分野で成立した投資契約について当事者がその無効を主張した場合、人民法院はそれを認める
- 上記の例外として、外国投資者がネガティブリストの制限分野で成立した投資契約に関して、人民法院が有効な決定を下す前に当事者が参入特別管理措置の要求を満たした場合において、当事者が当該契約の有効性を主張したときも、人民法院はそれを認める
- 投資契約がその締結時にネガティブリストの要求を満たさないものの、有効な決定が下される前にネガティブリストの調整により外国投資者の投資が禁止・制限の分野に該当しなくなった場合、当該契約は有効となる

King &amp; Wood Mallesons / vznk.com

26

## 01 外商投資法及びその実施条例の概要

## (2) その他制限

外商投資法23条、24条

- 秘密保持義務の履行：行政機関及びその職員は、職責履行の過程において知り得た外国投資者、外商投資企業の商業秘密に対し、法により秘密を保持しなければならない。
- 法令制定に対する制限：各レベルの人民政府及びその関連部門が外商投資と関わる規範性文書を制定するにあたっては、法律法规の規定に適合しなければならない。

実施条例25条、26条

- 秘密保持義務の詳細化：商業秘密に関する資料・情報の提供を業務遂行上の必要な範囲に限定する知る者の範囲を厳格に規定する  
行政機関で健全な内部管理制度を構築する  
政府部門間での情報共有にあたり秘密保持処理を行う
- 法令制定に対する制限：国务院の規定に基づき適法性審査を行うといった義務を追記  
行政行為の依拠とした規範的文書は行政不服審査又は行政訴訟の対象となりうる

King &amp; Wood Mallesons / vznk.com

27

## 02 その他外商投資関連の法改正動向

## 2. 外商投資法の施行と関連する登記作業

「外商投資法」の真徴・実行・外商投資企業登記管理作業の遂行に関する市場監督管理総局の通知 (2019年12月28日公布、2020年1月1日施行)

- 外商投資企業登記手続
- 外商投資情報報告制度の一部詳細
- 一部申請材料に関する更なる明確化
- 移行期間に関する対応の一部詳細

King &amp; Wood Mallesons / vznk.com

28

## 01 外商投資法及びその実施条例の概要

## 6. 外商投資情報報告制度（外商投資法34条、実施条例その他の関連法令）

## ① 報告義務の発生

- 外国投資者の中国国内での直接投資による会社、パートナー企業の設立（買収を含む）
- 外国（地区）企業による中国国内での生産経営活動への従事
- 外国（地区）企業による中国国内での生産経営活動に従事する駐在員事務所の設立
- 外商投資企業の中国国内での投資（複数レベルの投資も含む）による企業の設立

## ② 報告の種類

- 初回報告（設立登記時）、変更報告（変更登記時）
- 抹消報告（登記抹消時、登記抹消すれば、抹消報告完了との扱い）、
- 年度報告（毎年1月1日～6月30日）

## ③ 報告のルート

- 企業登記システム又は企業信用情報公示システムを通じて報告

## ④ 務務未履行の法的責任

- 商務部門は20営業日以内に是正を命じる。  
是正しないとき、情状に応じて10万元以上50万元以下の過料が科される。
- 情報報告書類への記載、関連行政処罰の情報公示

- 外国投資者も義務の主体になりうることに要注意
- 外商投資企業設立手続等をさらに簡易化。（ネガティブリスト対象外の）届出制度を廃止
- 情報報告書類自体は、外商投資者又は外商投資企業の登記その他手続の要件ではなく、これらの企業新設に対する行政許可でもない。

King &amp; Wood Mallesons / vznk.com

29

## 02 その他外商投資関連の法改正動向

## 3. 現時点で廃止された法令（一部）

外商投資企業設立変更届出管理暫定弁法	2018年6月30日 改正
外商投資株式会社の設立の若干問題に関する暫定規定	1995年1月10日 改正
外商投資企業投資者の持分変更の若干の規定	1997年5月28日 施行
外商投資企業に関する持分出資に関する商務部の暫定規定	2015年10月28日 改正
.....	

King &amp; Wood Mallesons / vznk.com

30

## 01 外商投資法及びその実施条例の概要

## 7. 外商投資安全審査制度

外商投資法35条、実施条例40条

- 中国は、外商投資安全審査制度を構築し、国家安全に影響し、又は影響をもたらす可能性がある外商投資に対し安全審査を行う。
- 法により下した安全審査決定は、最終決定とする。

外商投資安全審査の申告経路調整に関する国家发展改革委員会の公告 (2019年4月30日公布)

- 政府部門の職務調整に基づき、外商投資安全審査の申告先は、従来の商務部から国家发展改革委員会へと変更する。

- 詳細な内容が規定されていないため、今後、関連政府部門が専門的な法令を制定することが予想される。
- 比較的特別な制度である  
政府の強い権限を確保する意味では、専門的な法令も解釈の余地を残す内容となる可能性も
- 「法により下した安全審査決定は、最終決定とする」との規定は、その決定に対する行政不服審査や行政訴訟を排除するものと解される

King &amp; Wood Mallesons / vznk.com

31

## 02 その他外商投資関連の法改正動向

## 4. 今後の調整が予想される法令（一部）

外国投資者による国内企業の買収の規定	2009年6月22日 改正
外商投資企業の合併及び分割に関する規定	2015年10月28日 改正
外商投資企業の国内投資に関する暫定規定	2015年10月28日 改正
.....	

King &amp; Wood Mallesons / vznk.com

32

## 03 外商投資企業の取引における留意点

## 新たなチャンス

- 政府調達への平等な参加
- 自由意思原則及びビジネス規則に基づく技術提携の展開

## 留意事項

- 政府による承認、政府との契約について
- 中外合弁企業の持分譲渡について

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

41

## 三 民法典の施行に伴う外資への影響

## 01 民法典の概要

## 02 外資にとっての重要なポイント

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

45

## 03 外商投資企業の取引における留意点

## 参考:会社法71条

有限責任会社の株主間においては、互いにその全部又は一部の持分を譲渡することができる。株主が株主以外の者に持分を譲渡する場合は、その他の株主の過半数の同意を得なければならぬ。株主は、その持分譲渡事項を書面によりその他の株主に通知し、その同意を求めるべきである。その他の株主が書面通知の受領日から満30日が経過しても回答しない場合は、譲渡に同意したものとみなす。その他の株主の過半数以上が譲渡に同意しなかった場合は、同意しなかった株主はかかる譲渡持分を買い取らなければならない。買い取らない場合は、譲渡に同意したものとみなす。

株主の同意を得た譲渡持分については、同等の条件において、その他の株主が優先買取権を有する。2名以上の株主が優先買取権の行使を主張した場合は、協議によりそれぞれの買取比率を確定する。協議が調わない場合は、譲渡時の各自の出資比率に従い優先買取権を行使する。

会社定款に持分譲渡について別段の規定がある場合は、その規定に従う。

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

42

## 01 民法典の概要

- 民法典
- 民法典の内容は、総則編、物権編、契約編、人格権編、婚姻家庭編、相続編、権利侵害責任編、付則、これら8つの部分より構成される。同法は合計1,260条、2021年1月1日より施行される。
  - 民法総則、民法通則、契約法、担保法、物権法、権利侵害責任法、婚姻法、相続法、養子縁組法等の各法は同時に廃止される。
- ステップ1
- 2018年8月、民法典の各編草案がそれぞれ公布された後、各草案を審議。
  - 2019年12月、民法総則と民法典の各編草案が「統合」され、完全版民法典草案が初公開。
  - 2020年5月28日、「民法典」が可決された。

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

43

## 関連論文

「新時代に突入した中国外商投資法実務の変貌  
—外商投資法の制定に際して」JCAジャーナル  
2019年6月号

◆ 詳細については、お気軽にご連絡ください。

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

45

## 02 外資にとっての重要なポイント

## 1. 契約編

## (1) 定形約款

## 契約法

39条1項

定形約款を採用して契約を締結する場合は、定形約款を提供する一方は、公平の原則を順守して当事者間の権利及び義務を確定し、かつ自己の責任を免除又は軽減するなど、**相手方に重大な利害関係を有する**条項につき合理的な方式を採用して相手方に注意を喚起し、相手方の要求に従い、当該条項につき説明をしなければならない。

## 契約法司法解釈(二)

9条

定形約款提供側が契約法39条1項の注意喚起及び説明義務に関する規定に違反した場合に、相手方がその責任を免除又は限定する条項について注意を払つておらず、相手方が当該定形約款の取消を申し立てた場合、人民法院はこれを支持するものとする。

## 民法典

496条2項

定形約款を採用して契約を締結する場合は、定形約款を提供する一方は、公平の原則を順守して当事者間の権利及び義務を確定し、かつ自己の責任を免除又は軽減するなど、**相手方に重大な利害関係を有する**条項につき合理的な方式を採用して相手方に注意を喚起し、相手方の要求に従い、当該条項につき説明をしなければならない。定形約款提供側が注意喚起及び説明義務を履行しなかつたために、相手方がそれと重大な利害関係を有する条項について注意を払つておらず、又は理解しなかった場合、相手方は、当該条項は契約の内容とならないことを主張できる。

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

47

## 関連論文

「中国外商投資の新時代における法整備と実務の変化  
—外商投資法実施条例等付属法令の施行」商事法務 No.2221  
2020年2月5日号

◆ 詳細については、お気軽にご連絡ください。

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

49

## 02 外資にとっての重要なポイント

## 1. 定形約款が無効となる状況(497条)

- 民事法律行為の無効事由を有する場合は無効
- 相手方に人身的損害をもたらした、又は故意又は重大な過失により相手方に財産的損害をもたらした場合の責任免除条項が無効
- 定形約款を提供する一方当事者が**不合理**にその責任を免除又は軽減し、相手方の責任を加重し、相手方の主要権利を制限する場合は無効
- 定形約款を提供する一方当事者が相手方の主要権利を排除する場合は無効

48

## 02 外資にとっての重要なポイント

## (2) 認可取得条項の効力

## 民法典

502条2項 法律、行政法規の規定の基づき、契約について認可等の手続を行わなければならない場合、その規定に準じる。認可等の手続を行なうことにより契約の効力を影響を与えた場合、**契約における認可申請等の義務の条項及び開運条項の効力に影響を与えない**。認可申請等の手続を行なべき当事者が義務を履行しない場合、相手方は、当該義務違反の責任の負担を請求できる。

## ✓ 認可を経て初めて発効する契約

## 例

- 審査認可管理機関が当事者による試験権、採査権の認可を認可した場合、認可契約は認可日より発効する。(「試験権・採査権認可管理弁法」)

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

50

## 02 外資にとっての重要なポイント

## (3) 経営範囲を超える契約の効力

## 民法典

65条 法人の実際の状況が登記事項と一致しない場合、善意の相手方に対抗できない。

505条 当事者が経営範囲を超えて締結した契約の効力は、本法第1編第6章第3節及び本編の関連規定に基づき確定するものとし、**経営範囲を超えたことのみをもって、契約の無効を確認してはならない**。

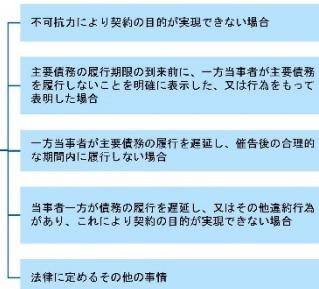
- 「契約法司法解釈（一）」の趣旨を承認した。
- 現在、会社の経営範囲に関する規制が緩和されており、個別の事項のみに事前認可を要する。(例えば証券、銀行、保険、出版等)

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

50

## 02 外資にとっての重要なポイント

## (4) 契約の解除



## ✓ 新たに追加された条項

履行が継続する債務を内容とする不定期契約について、当事者は契約を随時に解除することができる。ただし、合理的な期間前までに相手方に通知しなければならない。

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

51

## 02 外資にとっての重要なポイント

## 解除権の行使期間

## 契約法

## 民法典

95条 解除権の行使期限につき法律で規定されており、又は当事者が契約で定めており、期限が到来しても当事者が行使しない場合は、当該権利は消滅する。

解除権の行使期限につき法律で規定されており、又は当事者が契約で定めており、相手方による催告を経た後合理的な期間内に行使されない場合は、当該権利は消滅する。

- 当該期間には、訴訟時効の一時停止、中断、延長の規定が適用されない
- 当該期間満了後、解除権は消滅する

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

52

## 02 外資にとっての重要なポイント

## 違約当事者による契約解除

## 契約法

## 民法典

## 110条

当事者の一方が非金銭債務を履行せず、又は非金銭債務の履行が契約の定めに合致しない場合は、相手方は、履行を請求することができます。ただし、次の各号に掲げる状況に該当する場合を除く。

- 法律上又は事実上履行が不能である場合
- 債務の目的物が強制履行に適しない場合又は履行費用が著しく高い場合
- 債権者が合理的な期間内に履行の請求をしていない場合

## 580条

当事者の一方が非金銭債務を履行せず、又は非金銭債務の履行が契約の定めに合致しない場合は、相手方は、履行を請求することができます。ただし、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合を除く。

- 法律上又は事実上履行が不能である場合
- 債務の目的物が強制履行に適しない場合又は履行費用が著しく高い場合
- 債権者が合理的な期間内に履行の請求をしていない場合

前項に定めるいずれかの除外事由を有し、これにより契約の目的が実現できない場合、人民法院又は仲裁機関は、当事者の請求に基づき契約の権利義務関係を終了させることができる。ただし、これは、**連約責任の負担に影響を与えない**。

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

53

## 02 外資にとっての重要なポイント

## (5) 高利貸しの禁止

## 民法典

## 680条1項

高利貸を禁止し、資金の利率は国の関連規定に違反してはならない。

2020年8月19日

「民間貸付事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定」



年間利率24%、36%の基準が廃止され、LPRの4倍で民間貸付利率の司法保護の上限を確定する。

同規定32条：本規定の施行後、人民法院が新たに受理する民間貸付紛争一審事件については、本規定を適用する。

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com



54

## 02 外資にとっての重要なポイント

## (6) 保証契約における保証責任

## 担保法

## 民法典

## 16条

保証には以下の方式がある。

- 一般保証
- 連帯責任保証

## 19条

当事者が保証の方式について約定していない場合、又は内容が不明確な場合、連帯責任保証に則って保証責任を負う。

- 正反対の修正：連帯保証との推定から一般保証との推定へ

## 686条

保証の方式には、一般保証及び連帯責任保証が含まれる。

当事者が保証契約において保証の方式について約定していない場合又は約定が不明確な場合、**一般保証**に則って保証責任を負う。

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

55

## 02 外資にとっての重要なポイント

## 2. 人格権編：個人情報保護

## 民法典

## 1034条

自然人の個人情報は法により保護される。

個人情報とは、**電子又はその他の方法**により記録された、**単独**又は**他の情報**と**結合**して**特定の自然人**を識別できる各種の情報をいい、自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、生物識別情報、住所、電話番号、電子メール、健康情報、行動情報を含む。

## 1035条

個人情報を処理する場合、**合法**、**正当**、**必要な原則**を遵守しなければならず、過度に処理してはならない。

個人情報の処理には、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公布等が含まれる。

## 1038条

情報処理者は、その收集・保存した個人情報を漏えい又は改ざんしてはならず、**加工**を経て**特定の個人**を**識別**できず、かつ**回復**できない場合を除き、**自然人の同意を得ない限り**、他人に対してその個人情報を違法に提供してはならない。

情報処理者は、技術的措置及びその他の必要な措置を講じて、その収集・保存した個人情報の安全を確保し、情報の漏えい、改ざん、紛失を防止しなければならない。個人情報の漏えい、改ざん、紛失が生じた又は生じうる場合、速やかに救済措置を講じ、現状に従って自然人に告知し、関連する主管部門に報告しなければならない。

- 個人情報「処理」の概念を初めて定め、個人情報に関する全ての行為を規制している。

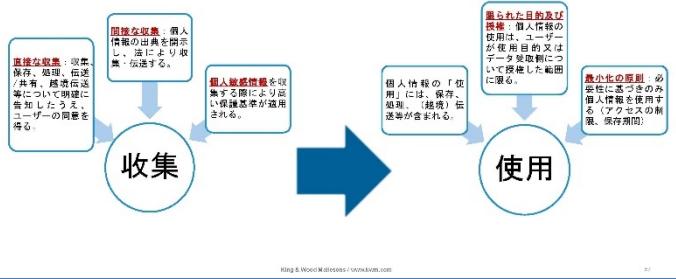
- 「個人情報保護法」は、全国人民代表大会常務委員会の2020年度法制定作業計画に編入されている。

King &amp; Wood Mallesons / www.kwm.com

56

## 02 外資にとっての重要なポイント

## \*個人情報の収集及び使用（現行規定に基づくまとめ）



## 関連論文



## 「中国における「民法典時代」の到来」

NBL  
2020年7月15日号

◆ 詳細については、お気軽にご連絡ください。

## 02 外資にとっての重要なポイント

## \*個人情報の越境伝送



- 現在、一般個人情報（医療データ等、重要データに該当する一部の個人情報を除く）の越境伝送は禁止されていない。
- 「個人情報越境伝送安全評価弁法（意見募集稿）」（伝送前の安全評価及びネット情報部門への申告について規定）等の具体的な規範はまだ施行されていない。

## 四. 対中投資における外貨管理の課題

## 01 外貨管理の規制緩和

## 02 外貨管理の実務における問題点

## 02 外資にとっての重要なポイント

## 3. 権利侵害責任編：環境保護・生態破壊の責任

## (1) 懲罰的損害賠償の追加

## 民法典

1232条  
権利侵害者が法律の規定に違反して故意に環境を汚染し、生態を破壊し、嚴重な結果をもたらした場合、権利が侵害された者は、相応の懲罰的賠償を請求することができる。

- 責任主体：権利侵害者
- 主觀要件：故意
- 違法要件：全國人民代表大會又はその常務委員会が制定する法律への違反
- 結果要件：嚴重な結果をもたらした場合。（司法解釈又は司法実務による明確化が待たれる）
- 懲罰的賠償の計算方法：規定なし

## 01 外貨管理の規制緩和

## 1. 外商投資法に定める原則

## 外商投資法21条

外国投資者の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処置による所得、知的財産権の許諾使用料、法により取扱する補償又は賠償、清算による所得等は、法により人民元又は外貨で自由に国内への **搬送** 又は国外への **送金** をすることができる。

## 実施条例22条、41条

- いかなる単位又は個人に対しても貨幣種類、金額及び国内への搬送、国外への送金の頻度などを制限してはならない
- 外商投資企業の外国籍の従業員及び香港、マカオ及び台湾出身の従業員の賃金収入とその待遇法な収入は、法により自由に国外へ送金することができる
- 政治、関連部門及びその人員が外国投資者資金の入金、送金を法に制限したときは、法令によりその責任が追及される

- ◆ 外国投資者の振込み（入金）と送金の自由に対する保護が強化される
- ◆ 政府、関連部門及びその人員による入金と送金に対する違法な制限に関する責任追及の内容が明らかにされておらず、今後の関連実施細則の立法が目される

## 02 外資にとっての重要なポイント

## (2) 生態環境修復制度

## 民法典

1234条  
国の規定に違反して生態環境の損害を生じさせ、これを修復できる場合、国が定める機関又は法律が定める組織は、権利侵害者に対して合理的な期間内の修復の責任を負うよう請求することができる。権利侵害者が期間内に修復しない場合、国が定める機関又は法律が定める組織は、自ら又は他人に委託して修復することができる、必要な費用は権利侵害者が負担するものとする。

1235条  
国の規定に違反して生態環境の損害を生じさせた場合、国が定める機関又は法律が定める組織は、権利侵害者に下記の損害又は費用の請求を請求することができる。

- 生態環境が損害されから修復が完了するまでの間、サービス機能の喪失により生じる損害
- 生態環境の機能上の永久的な損失による損害
- 生態環境損害調査、鑑定評価等の費用
- 汚染除去、生態環境修復の費用
- 損害の発生及び防止のために出した合理的な費用

- 過誤：生態環境権侵害については過失責任が適用されるものとする
- 権利者：国が定める機関又は法律が定める組織
- 修復責任の要請方法：権利侵害者による修復の要請、自ら又は他人に委託して修復
- 修復費用及び賠償範囲、明確な規定あり

## 01 外貨管理の規制緩和

## 2. 近年の外貨管理改革

## (1) 外貨管理改革の方向性

## 目標

- 貿易投資利便化の推進
- 資本項目の両替自由化の着実な推進

## 現在の任務

- 全般的な金融リスクの防止・軽減

## 監督管理の原則

- 真実性・合法性

## 取引主体への要求

- 経済発展に資すること
- 取引が真実かつ合法であること
- 証書が真実で有効であること

### 01 外貨管理の規制緩和

(2) 外貨資本金元転管理方式の改革：支払元転制から自由元転制へ

支払元転制 → 実際に資金を必要とする際に、その都度、必要な額だけ元転できる制度

自由元転制 → 支払が発生しなくとも、自社都合により任意のタイミングで元転できる制度

「外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革に関する通達」 (2015年3月30日公布・同年6月1日施行)

- 外商投資企業は、支払元転又は自由元転のいずれかを選択できる。
- 自由元転を選択する場合、「人民元転支払待ち口座」を開設し、元転後の資金をまずは当該口座に入金し、実際の需要に基づき使用しなければならない。
- 元転後、資本金による国内待分投資ができる。
- 元転後の資金は、原則として証券投資、委託貸付、非自社用の不動産購入等の用途に使用してはならない。

King & Wood Mallesons / www.kwm.com

### 01 中国輸出管理法

2020年10月17日、全国人大常務委員会にて「輸出管理法」採択。2020年12月1日より施行。

**立法背景**

科学技術をめぐる中国の実力及び国際的影響力の大幅な増大  
国内立法の隙間を埋め新たな国際情勢に適応  
米国は中国企業に対し頻繁に輸出管理を実施

**主な内容**

- 管理品目の範囲を更に明確化
- 管理行為への規制（再輸出、みなし輸出、国内移転）
- 監督管理方法（管理リスト、臨時管理、輸出許可、規制リスト）
- 法的責任（行政責任、刑事责任）
- その他重要ポイント

King & Wood Mallesons / www.kwm.com

### 01 外貨管理の規制緩和

「越境貿易投資利便化の更なる促進に関する通知」 (匯発 [2019] 28号) (2019年10月23日公布・施行)

- 非投資性外商投資企業による資本金の国内待分投資に対する制限を撤廃
  - 現行のネガティブリストに違反しておらず、
  - 国内で投資するプロジェクトが真実かつ適法である限り、一法により資本金を国内待分投資に用いることができる
  - ……

「上海自貿区試験区外貨管理改革試行実施細則（4.0）」

- 非投資性外商投資企業は、実際の投資規模に基づき、資本項目の外貨収入又は元転により得られた人民元資金を国内の待分投資に用いることができる。

King & Wood Mallesons / www.kwm.com

### 02 信頼できない実体リスト

2020年9月19日、中国商務部が「信頼できない実体リスト規定」を正式公布、即日施行。

法の根拠	外国の実体は信頼できない実体リストの対象となるうかるか？	信頼できない実体リストに掲げられた外国の実体には、次の措置が講じられる
- 対外貿易法 - 國家安全法	次の要素を総合的に判断して判断される	<ul style="list-style-type: none"> <li>その実体が中国と関連する輸出入活動に携わることの制限又は禁止</li> <li>その実体が中国国内において行う投資の制限又は禁止</li> <li>その実体の関係者、交換送手扱等の人の制限又は禁止</li> <li>その実体の関係者が中国国内における就労許可又は在留許可若しくは在留資格の制限又は取消し</li> <li>情状に基づく相応額の送金の制限</li> <li>その他必要な措置</li> </ul>

・「信頼できない実体リスト」は、一般的に、近年アメリカが中国企業に対して頻繁に行なう法執行への対抗措置だと考えられている。

・同リストは輸出規制から生じたものだが、その上位法からすると、現時点ではまだ中国輸出管理法律体系内のリストには含まれていない。

King & Wood Mallesons / www.kwm.com

### 01 外貨管理の規制緩和

(3) クロスボーダー融資に関する政策の更なる緩和

「クロスボーダー融資金貸に対するマクロブルーデンス管理に関する事項の通知」 (2017年1月11日公布)

従来の「投注差」モデル	マクロブルーデンス管理
◆ 借入可能外債枠=投資総額-登録資本金	◆ 借入可能な外債枠を純資産を基準に計算。
◆ 中長期外債は、発生額ベース（返済後も借入枠が復活しない方法）による管理。	◆ 外債返済後、その借入可能な枠が復活。

「越境貿易投資利便化の更なる促進に関する通知」 (匯発 [2019] 28号) (2019年10月23日公布・施行)

- 外債登記管理政策の更なる緩和
  - 最近の動向：一般企業の借入可能枠が純資産の2倍→2.5倍に拡大

King & Wood Mallesons / www.kwm.com

### 関連論文

「日系企業が注目すべき中国輸出管理立法の最新動向」 (日本貿易会員報No. 788 2020年5・6月号)

「中国『信頼できない実体リストに関する規定』の制定と日本企業において注目すべき要點」 (商事法務No. 2244 2020年10月25日号)

◆ 詳細については、お気軽にお連絡ください。

King & Wood Mallesons / www.kwm.com

### 五. 輸出管理規制の最新動向

01 中国輸出管理法

02 信頼できない実体リスト

King & Wood Mallesons / www.kwm.com

### 金杜法律事務所の紹介

1993年、金杜中国は北京において設立

全世界23拠点のグローバルネットワーク  
(中国、日本、オーストラリア、イギリス、アメリカほか)

中国13拠点のローカルネットワーク  
(日本母社含む：北京、上海、深圳、広州、成都)

卓識した制度 + 卓識した人材 + 卓識したサービス = 金杜

会社法務	外商投資	M&A	独禁法	資本証券
清算・破産	銀行・融資	コンプライアンス	貿易・外資	税關・税務
知的財産権	労働・環境	国外投資	訴訟・仲裁	その他

アジア初のグローバルな法律事務所  
610+パートナー  
2400+弁護士  
2020年1月時点

2018年度  
アジア太平洋  
最優秀法律事務所  
COUNCIL

King & Wood Mallesons / www.kwm.com

16



